

Aichi Labour Standards Public

ARK

Interest Incorporated Association

エー・アール・ケイ
マンスリー

2019 September

9

vol.528

公益社団法人愛知労働基準協会



キキョウ

CONTENTS

1～3 ・愛知安全管理者交流会、愛知衛生管理者交流会および
愛知THP推進協議会 第7回合同総会等 開催

3～4 ・災害発生状況

4 ・着任のご挨拶（愛知労働局長）

5 ・第70回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって
・愛知県最低賃金の改定を答申（10月から926円）
・当協会・地区協会の事務局長会議を開催

6 ・働き方改革関連法の施行に向けた取引上の配慮について

7～8 ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行につ
いて

8 ・セミナー 開催案内

9 ・業務改善助成金をお役立てください
・外国人技能実習制度関係者養成講習 開催案内

10 ・第78回 全国産業安全衛生大会

11 ・技能講習等講習会予定表

愛知安全管理者交流会、愛知衛生管理者交流会および愛知T H P 推進協議会 第7回合同総会等 開催

当協会が事務局を務める「愛知安全管理者交流会」「愛知衛生管理者交流会」「愛知THP推進協議会」は、7月29日（月）に標記合同総会を開催しました。



杉本 宏次 氏

はじめに、愛知労働局 労働基準部 安全課長の西田 吉治 氏より講話をいただきました。

総会では、開会にあたり、愛知衛生管理者交流会 会長の杉本 宏次 氏（日本ガイシ株式会社 安全衛生統括部 マネージャー）より、「自身に孫が誕生し、勤労世代1.5人で高齢者1人を支える2040年問題をあらためて考えるようになった。このように高齢労働者がますます増加していく中、従前以上に安全衛生への取組みが重要になってくる。本日の事例発表や講演で得た知識を取組みにいかしてほしい。」との挨拶をいただいた上で、議事を進めました。議案としては、「会則の変更」を上程し、承認されました。また、「2018年度事業報告および2019年度事業計画」の報告を行いました。

総会終了後、各会を代表して、株式会社デンソー、ブラザー工業株式会社およびトヨタ自動車株式会社より、それぞれ事例発表をしていただきました。また、中央労働災害防止協会 前常務理事の阿部 研二 氏より「人生100年時代に向けた働き方改革と健康づくり」について講演いただきました。

（1）講話「労働災害防止対策（死亡災害多発緊急対策と外国人労働者の労働災害防止対策）」

愛知労働局 労働基準部 安全課長 西田 吉治 氏

愛知県内では昨年、死亡災害・死傷災害ともに増加したことから、本年1月より労働災害防止に向け、新たに3つの対策を実施している。

1つ目は、リスクアセスメント推進のため、「危なさと向きあおう アクション100 in 愛知」として、当局、労働基準監督署および災害防止団体が協力し、リスクアセスメントに関する説明会を年間合計100回以上開催する。2つ目は、死傷災害増加主要6業種（食料品製造業、金属製品製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、通信業）に対して個別対策を実施する。3つ目は、労働災害の原因の23%を占める転倒災害を防止するため、「STOP!転倒災害プロジェクト」による対策の徹底および当局が製作した転倒予防体操の利用促進に取り組んでいる。

しかしながら、死亡災害が今年4月末時点で前年同期に比べ倍増したことから、これらの取組みに加え、5月中旬以降9月末までの間、死亡災害多発緊急対策として「原点回帰 実効あるルールづくりと実践できる風土づくりへ」を提唱している。これは、マンション解体現場での事故事例として、人手不足で開口部に安全措置の手配ができない中、事業者は危険を認識しながらも、労働者が注意すれば墜落しないだろうと思い、そのまま作業に従事させたところ墜落し重傷を負ったというものがあつたが、人手不足が顕著になり、外国人や経験が浅い労働者の増加が見込まれる中、このように従来の労働者の注意に頼る（任せる）安全対策は限界にきており、事業者が設備対策も含め基本ルールを適切に定め労働者に守らせる安全衛生「管理」への原点回帰を推奨している。

また、今後増加が見込まれる外国人労働者の労働災害防止対策として、関係団体と連携し、新たに入国する外国人労働者に対する安全衛生教育の適切な実施に取り組んでいる。労働災害の発生は、現場における日本語での安全衛生の表示や安全衛生教育を十分に理解されないことが要因のひとつと考えられることから、外国人労働者を雇用する事業者に対し、母国語による表示や研修の実施の働きかけを行っている。このほか、労働災害を適切に把握・分析するため、労働者死傷病報告の様式に「国籍・地域、在留資格」の項目が追加された。また、外国語の研修資料は、厚生労働省のホームページや「職場の安全サイト」に掲載されているので活用いただきたい。

当局では、労働災害を絶対に発生させないとの決意のもと災害防止に取り組んでいくので、事業場の皆様にも引き続き協力いただきたい。



西田 吉治 氏

（2）事例発表

愛知安全管理者交流会「デンソー『安全』の原点／デンソー流安全の取組み」

株式会社デンソー 安全衛生環境部長 棚橋 昭 氏

デンソーの「安全」の原点は、多くの従業員が死傷した1969年の安城爆発事故であり、二度とこのような重大事故を起こさないよう活動に取り組んできた。

事故の翌年には、従業員が安全衛生・環境保全上守るべき事項を定めた「デンソー安全衛生環境基準」を制定した。これは当社の「財産」であり、就業規則に遵守義務を明記している。また、安全衛生環境の基本理念である「人は、働くことによって生命を失うことはもとより、健康・身体機能を損なうことがあってはならない」の下、「一人ひとりが『安全最優先』で行動することを徹底する」など行動指針を定めた。



棚橋 昭 氏

これと併せ、事故当時の岩月 達夫社長の「鬼手仏心」という言葉が受け継がれている。外科医は手術時、手は血まみれで鬼のようであるが、心は患者を何としても助けるといふ仏の心であり、安全に反する行動に対し、毅然とした厳しい態度で直させることが本当の「やさしさ・思いやり」であることを指す。現在も日々の安全管理指導の糧としてこの精神を継承し続けている。

デンソー流安全管理のポイントは、経営トップ主導による安全管理、ラインが主役の安全管理、安全育成の3点である。

1点目の「トップ主導による安全管理」では、トップが「安全第一」の本気度を示し、現場に浸透させるとともに、安全に対し最優先で投資を実施している。また、「公開段取り」には、安全担当のトップが必ず参加し、見せたくない作業や注意を要する特定作業を選定するとともに、トップリードによる“本気・本音”のリスク抽出や、即断即決で改善を図っている。

2点目の「ラインが主役の安全管理」では、異常処置時の災害防止のため「3S+D」活動を徹底している。自分の意思で設備を停止する「SW(スイッチ)を切る」、指差し呼称による「SW切り」と「STOP(停止状態)」の確認および設備停止後の初動は手工具(D)(デレッキ)使用を推進している。

3点目の「安全育成」では、新入社員、一般社員、監督者、管理者別の「階層別教育」や、危険・有害、特定業務別の「職種別教育」などの安全教育を実施している。

様々な「安全」活動の目的は、働く仲間の命を守り、働く仲間とその家族に安心を届けるためである。安心は信頼関係がないと届けることはできない。目的を共有し現場と対話し、安全・安心で働きがいのある職場にすることが一番の目的である。

愛知衛生管理者交流会「明るく、楽しく、元気に！ 健康が従業員と会社の幸せに」

ブラザー工業株式会社 健康管理センター長 武藤 清 氏



武藤 清 氏

ブラザーグループでは、2016年9月に策定した「健康経営理念」をもとに、グループ各社の健康経営の実現のための活動に取り組んでいる。まず、健康経営の推進組織・体制として、「ブラザーグループ健康経営推進協議会」を設置し、トップのCHO（Chief Health Officer：最高健康責任者）には当社社長が就任した。グループ各社の健康経営推進担当が年ごとにPDCAサイクルを回しながら、グループ全体の健康経営度を上げることを目的に活動を行っている。

同協議会では、「健康ブラザー2025」として、リスクマネジメントおよびポジティブヘルスの視点から、15年の数値を基準に、25年までに達成すべき具体的な目標の設定を行った。数値目標の達成に向け、毎年の健診結果やレセプト情報をもとに、グループ各社の課題や問題点を明確化するための「健康スコア」を作成している。これは「健康通知表」と言えるもので、この結果を踏まえ各社が「健康改善計画書」を作成し、具体的なアクションプランを実践している。このサイクルを毎年繰り返しながら、各社の健康レベル向上に取り組んでおり、今年で3年目となる。

具体的な取り組み事例として、睡眠に関しては、睡眠e-Learning受講コースの設定、睡眠時無呼吸症候群の有無を判定するスクリーニングを実施している。受動喫煙対策に関しては、14年に喫煙者・非喫煙者をメンバーとするワーキンググループで計画を検討・策定し、その計画に基づいて建物内禁煙の実施や禁煙支援を進めるほか、18年および19年には無料の肺CT健診なども行っている。また、治療と仕事の両立支援の一環として、「治療と就業」と併せ、「仕事と不妊治療」の両立支援ガイドラインを制定したほか、ウォーキング活動やわくわく健康カーニバルなど運動機会の提供に努めている。

こうした活動を続けて健康経営につなげていくためには、経営トップの理解が非常に重要である。グループ全体の「健康スコア」の数値がすぐに向上するというわけにはいかないが、今年も多くのグループ各社が「健康経営優良法人」に認定されるなど、少しずつ効果が出ていていると考えている。

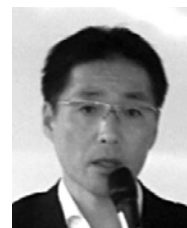
愛知THP推進協議会「安全衛生／健康の取り組み」

トヨタ自動車株式会社 安全健康推進部長 永見 孝 氏

2007年に受診した外部機関による安全診断では、安全優先は明確であるが、監督者・安全担当者による管理が必要な「依存型」と判定された。これを、チーム全体の取り組みとして安全衛生活動を行う「相互啓発型」とすることを目指し、安全を文化として捉えるための活動に取り組んできた。

具体的には、①会社方針のはじめに「安全・健康」を盛り込むとともに、経営幹部の「安全・健康」への思いを従業員に伝える。②安全意識を喚起するべく「安全の門の設置」や「標語の掲示」を行い、理念の共有化・見える化を図る。③各現場の「安全ドレスコード」を設定し、来訪者にまで適用することで安全を最優先とする意識の共有化を図る。④社長・副社長全員が現場へ出向き、安全第一の意思表示と現場第一線を営めて励ます「全社安全現地現物活動」を実施する。⑤災害の原因の半数を占める「歩行・挟まれ事故」の減少を目指し、守るべきルールをわかりやすく伝える「ポケ手なし・止めてよし」活動を実施する。⑥「安全道場」による体感教育や現場の責任者である工長への安全リーダー研修など教育の充実を図ることに取り組んできた。

「歩行・挟まれ事故」をはじめとする全災害件数の減少など成果はみられるものの、依然としてルール不遵守による災害が発生しており、作業者一人ひとりを底上げする活動に取り組んでいる。具体的には、現場を監督する組長が作業者と心の通うコミュニケーションをはかり、ルールを遵守する気持ちになる環境づくりを進めるほか、職場ニーズや状況に合わせたKYによ



永見 孝 氏

る能力向上などに取り組んでいる。安全文化構築には継続した取組みと、経営トップのリーダーシップが非常に重要である。

健康に関しては、全役員が健康メッセージを出し、会社の持続的成長につながる企業経営の根幹として予防活動などに取り組んでいる。具体的には、「健康チャレンジ8」として、8つの健康習慣改善に職場主体で取り組み、生活習慣病を予防する健康づくり活動を実施するほか、産業保健スタッフによる「健康出前講話」や、IoTを活用した個人・部署対抗などゲーム感覚を通じた運動習慣定着を図っている。今後は、高齢化が進むこともあり、未然防止、治療と仕事の両立支援の強化などに取り組んでいく。

(3) 講演「人生100年時代に向けた働き方改革と健康づくり」

健康・安全ネットサポート 代表（中央労働災害防止協会 前常務理事） 阿部 研二 氏

(ご講演いただいた阿部 研二 氏にご寄稿いただきました。)

1 人生100年時代へ

我が国の高齢化は想像を超える状況で進んでいます。65歳以上が国民全体の三分の一を占め、100歳以上まで生きられる人が実に7万人にのぼります。しかし、日常生活に制限されることなく健康に生きる、すなわち健康寿命を伸ばすことがより重要です。

2 ワークライフバランスとは

ワークと言えば収入を得るための”労働”をイメージしますが、人は生まれて死ぬまでに子供、学生、市民、労働者、余暇人、家庭人（配偶者、親）の七つの役割を担って生きてゆきます。米国の学者スーパーは、これをライフ・レインボー“人生の虹”と名付けました。ある年齢では同時にいくつもの役割を果たしていなければならないのですが、仕事（労働）が精一杯でほかにも何もできないではまさにバランスが取れていないということになります。

3 働き方を自ら考える

60歳定年から、65歳までの継続雇用、さらに労働者不足の解決策として、70歳以上の高齢者へも雇用の拡大が求められています。そこで、働き方について、制度によって流されない、自身で選択決定することが求められます。

65歳までの社会人人生、約40年間で自分の“自由にできる時間”は約50万時間と言われます。65歳から85歳までの第二の人生では倍の100万時間になります。働く、趣味に生きる、何かの目標にチャレンジする、いろいろな道がありますが、決めるのは自分自身。一つの策としては、色々な役割をこなしつつ、元気に、生き生きしているモデルを見つけるのもよろしいのでは。

4 自分を知ることから

一つの仕事をやり終える、区切りをつける、達成感を得られるが反面、そこで燃え尽きることも起きてしまいます。真面目に、一所懸命やってきた人は燃え尽き症候群にならないよう気を付けていただきたい。そのためにも、自分自身をよく知ることから始める。自己の強みを見つけ、磨き、活用する、自分の持ち物、能力しらべを実践しましょう。一人でやるよりは複数でおすすめて。自分では気づかない良いところがたくさん見つかるものです。

5 ビジョンとミッション

企業には理念や目的、つまりビジョンがあると思います。組織から離れてしまうとこのビジョンが明確でなくなってしまう。全地球規模で取り組まなければならないSDGsやESG、退職したらもう知らないではないのです。地球人として果たす役割があります。そのためにも個人のミッションの第一は健康寿命を伸ばす。明るく、楽しく、ケガなく、健康に、イキイキと人生を生き抜くことではないでしょうか。



阿部 研二 氏

災 害 発 生 状 況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧（令和元年8月5日現在）								
発生月・時間	業種	労働者数	被災者 職名	年齢	経験	事故の型	起因物	災 害 状 況
6月 8:00～ 8:30	清掃・ と畜業	1～9	作業員	30代	7ヶ月	飛来、落下	その他の一般動力機械	中間処理施設にて、始業後すぐコンベヤの詰りを解消するため一人で点検を行っていた。15時頃になっても姿が見えないため別の労働者が探していたところ、点検口から被災者の足が見え、上半身に産廃が覆い被さっているのを発見した。
4月 15:00～ 15:30	建設業	10～29	作業員	30代	3ヶ月	交通事故（道路）	その他の乗り物	解体工事現場で発生した廃材を産業処理施設へ運搬した後、解体工事現場へ戻る際、名神高速道路にて、被災者が運転するダンブカーが貨物自動車に追突した。
7月 14:30～ 15:00	製造業	1～9	作業員	30代	2年	墜落、転落	フォークリフト	被災者及び同僚2名にて顧客先に出向き、トラック荷台上に搬送作業中、被災者がフォークリフトを運転し、空パレットを降ろした後、市道方向に後進させたところ、市道脇に沿った用水路（市道より約1.6m下にあり側溝深さは約30cm）にフォークリフトごと転落し、当該フォークリフトの下敷きになった。
7月 16:00～ 16:30	清掃・ と畜業	30～49	作業員	60代	8年	墜落、転落	はしご等	被災者は保護帽を着用せず、単独で立体駐車場の蛍光灯交換作業（高さ2.3m）を行っていた。脚立1段目（高さ21cm）に足を引っかけた状態で倒れているのを発見された。
7月 13:30～ 14:00	建設業	1～9	作業員	70代	49年	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	川の堤防の法面（約30度）の草刈作業において、傾斜地用草刈機で作業をしていた被災者が何らかの原因で当該草刈機の刃に両足を巻き込まれて両足切断、失血性ショックにより死亡した。
7月 13:30～ 14:00	建設業	1～9	作業員	40代	1日	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	倉庫の屋根（FRP材）の屋根の張替え工事を、3人で行っていたが、そのうちの一人が屋根上を移動中、FRPの屋根を踏み抜いて高さ約6mから墜落した。
8月 3:30～ 4:00	商業	10～29	配達員	80代	12年	交通事故（道路）	乗用車	午前3時30分頃、新聞配達のためバイクを運転中であつた被災者が、国道の信号の無い交差点に差し掛かったところ、走行してきたトラックと衝突した。



この度、7月9日付けで愛知労働局長に着任いたしました木原亜紀生です。
公益社団法人愛知労働基準協会の皆様におかれましては、日頃より労働行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

愛知県は、自動車関連産業を中心に、陶磁器や織物等の伝統産業をはじめ、航空宇宙産業からロボット産業といった先端の産業に至るまで様々なモノづくり産業が集積しており、非常に活気がある地域であると認識しています。さらにリニア中央新幹線の開業に向けた工事が始まっていることなど、今後も日本経済を支える地域であると考えています。

愛知労働局においては、今年度、①働き方改革と人材確保 ②障害者雇用 ③労働災害防止の3項目について、最重点として取り組んでいます。

働き方改革の基本的な考え方は、働く方々が、子育てや病氣療養など、何らかの事情や制約を持っている状況において、それぞれの事情に応じた多様な働き方を自ら選択できるようにする社会を目指すための改革ですが、企業としても、自らの働き方を見直し、労働力人口の急激な減少の中で、必要な人材を確保するための改革でもあるといえます。

このため、働き方改革から人材確保を行うための企業支援対策として、今年度においては、企業を訪問する中で、各企業のニーズを把握し、課題解決に向けて経営トップや企業管理者層等に対し働きかけを行うことで、働き方改革の推進、良質な求人の確保、求人充足サービスに取り組んでおります。

また、労働災害防止対策については、私達は職場において常に危なさと共存していることを意識する必要があることから、「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズとして、作業にかかわる危なさを整理し、管理下におくことを提唱しています。そのため本年度は「危なさと向きあおうAction100 in 愛知」として、危なさを整理する手法であるリスクアセスメントの推進・定着を図る取組を集中的に進めています。残念ながら今年に入り、死亡災害が昨年同時期に比べて倍増しています。「原点回帰、実効あるルールづくりと実践できる風土づくりへ」をコンセプトに死亡災害多発緊急対策を併せて実施して、労働災害のない職場環境の実現に努めていきます。

治療と仕事の両立支援については、病気になった人の気持ちに配慮した支援に重点を置いています。

障害者の就職促進については、障害者の法定雇用率未達成である企業に対して、指導を強化してまいります。併せて、障害者雇用のきっかけとなる「職場実習」の提案を積極的に行うことで、障害者と企業のマッチングを実現してまいります。

その他、人口減少が進み労働力不足が進む中、労働者一人ひとりの生産性向上が重要となります。

離職者に対するITリテラシーを習得する訓練やRPA技術者を養成するための訓練を実現するなど職業訓練を通して企業の求める人材育成を行うとともに、一定のスキルを身に付けた職業訓練修了者の就職支援を行うことも重要であると考えています。

愛知で働く方々や企業、地域や家庭がより魅力的で元気になることを目指し、関係機関との密接な連携の下、課題に取り組んでいく所存ですので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

災 害 発 生 状 況

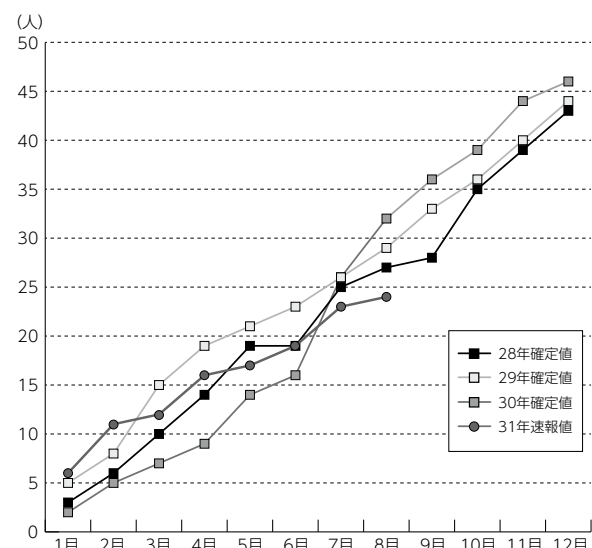
愛知労働局

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和元年8月5日現在の速報値)

平成31年発生分 ※ () 内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種 \ 年 別		平成31年	平成30年同期	平成30年確定値
製 造 業	食 料 品 製 造 業	7 (0)	6 (0)	20 (4)
	化 学 工 業			0 (0)
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属			1 (0)
	金 属 製 品	1	1	3 (0)
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	3	3	7 (0)
	そ の 他	1		5 (4)
	そ の 他	2	2	4 (0)
建 設 業	土 木 工 事 業	9 (2)	6 (0)	11 (0)
	建 築 工 事 業	3 (1)	2	5 (0)
	そ の 他	2	2	3 (0)
	そ の 他	4 (1)	2	3 (0)
陸 上 貨 物 運 送 事 業	1	2 (2)	5 (3)	
商 業	卸 売 業	3 (1)	3 (1)	4 (2)
	小 売 業		1	1 (0)
	そ の 他	2 (1)	2 (1)	3 (2)
	そ の 他	1		0 (0)
清 掃 ・ と 畜 業	2	1	1 (0)	
上 記 以 外 の 事 業	2	2 (1)	5 (2)	
合 計		24 (3)	20 (4)	46 (11)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



第70回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 木原 亜紀生

全国労働衛生週間は、昭和25年から毎年実施され、本年で70回目となります。この週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場における自主的労働衛生管理を促し、労働者の健康を確保することなどを目的としています。本年は、

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

をスローガンに、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として全国一斉に実施されます。

平成30年の愛知県内における業務上疾病の発生状況をみると、休業4日以上となった方が413名、うち6名は死亡に至るものとなりました。亡くなられた6名の方の内訳は、3名が過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患、3名が熱中症によるものです。

労働者が仕事によって健康を損なうことは本来あってはなりません。現在、国を挙げて進めている「働き方改革」においては、過労死等の防止のための長時間労働は正に向けた対策が検討され、これらを実現するために、2019年4月1日から働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制の導入や、産業医・産業保健機能及び長時間労働者に対する面接指導等の強化が図られました。これからの企業には、時間外労働の抑制とともに、労働者の長時間労働や健康状態を把握する仕組みや、産業医等と連携し、ストレスチェックやその結果を踏まえた措置の確実な実施など労働者の健康を確保するためのより一層の仕組みの整備が求められていきます。

また「働き方改革」は、労働力人口の減少と高齢化が進展する中、育児や介護との両立など、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現していくことを目指しています。中でも治療と仕事の両立支援対策の推進は、労働衛生分野の重要課題とされており、当局では、県内の両立支援に取り組む民間団体や自治体等の関係者が緊密に連携を図るため、平成29年7月に、「あいち地域治療と仕事の両立支援推進チーム」を設置し、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するための各種支援に努めています。

健康であることは働く上での基本であり、職場で一丸となって健康確保対策を進めることで、誰もが安心して健康に働ける職場を築いていくことが重要です。全国労働衛生週間を機会に、各事業場において、経営トップ、管理監督者、産業保健スタッフ、そして働く全ての皆様が一丸となって、健康職場づくりにお取り組みいただきますことを祈念します。

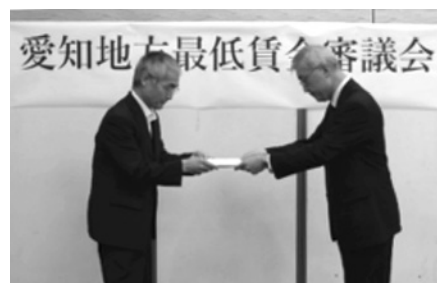
実施要綱は、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05680.html) からご確認いただけます。

愛知県最低賃金の改定を答申（10月から926円）

愛知労働局

8月5日、愛知地方最低賃金審議会（会長 服部 一郎 氏）は、愛知労働局長に対し、現行の愛知県最低賃金時間額を現在の898円から28円引上げ、926円へと改定する旨の答申を行いました。

官報公示、異議申出に関する手続きを経た上で、10月1日から効力が発生する予定です。



木原局長（左）と服部会長（右）

当協会・地区協会の事務局長会議を開催

当協会は、県下各地区労働基準協会の専務理事等に出席いただき、労働条件や安全衛生の向上を目的とした情報・意見交換のための会議を、年3回、定期的に行っており、今年度1回目の会議を8月8日（木）に開催しました。

はじめに、来賓の愛知労働局 労働基準部長の黒部 恭志 氏より、「『大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策』を策定した。働き方改革推進に向け会員企業等へ周知いただきたい。」との挨拶をいただき、その後、消費税対応などについて意見交換を行いました。

働き方改革関連法の施行に向けた取引上の配慮について

愛知労働局

働き方改革関連法が今年4月以降順次施行されている中、愛知労働局が長時間労働につながる取引慣行の見直しを進めるため、「働き方改革関連法の施行に向けた取引上の配慮について」を発出しました。

当協会は、8月9日、同局 雇用環境・均等部 指導課長の山田 高三 氏から、これを直接受領し、会員企業に速やかに周知啓発しました。

愛労雇均発0809第1号
令和元年8月9日

愛知労働基準協会長 殿

愛知労働局雇用環境・均等部長

働き方改革関連法の施行に向けた取引上の配慮について

平素より、労働行政の運営につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、働き方改革関連法により改正された労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）では、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮することが、事業主の努力義務となりましたが、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、社会全体として長時間労働につながる取引が生じないよう配慮することが必要となっています。

このため、別添（写）のとおり、厚生労働省より関係事業主団体の長あて、会員企業等への働きかけ等の御協力を依頼しているところです。

つきましては、周知用リーフレットをお届けいたしますので、貴殿におかれましても、この趣旨を御理解の上、リーフレットの配布、広報誌への掲載等による会員企業等への働きかけをはじめ、短納期発注など長時間労働につながる取引が生じないよう御協力をいただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

別添（写）とは、平成31年2月26日付で、関係事業主団体の長宛に、厚生労働省労働基準局長および雇用環境・均等局長、経済産業省経済産業政策局長および中小企業庁長官の連名で、「働き方改革関連法の施行に向けた取引上の配慮について」として発出された文書です。その内容および啓発用リーフレットを以下に掲載します。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。）については、昨年7月6日に公布されたところであり、平成31年4月1日から、罰則付きの時間外労働の上限規制や、年5日の年次有給休暇の確実な取得をはじめとして、各改正事項が順次施行されるところです。

商取引をめぐるのは、「親事業者の業務平準化のため、発注数量が予定より大幅に増えても納期（生産計画）を変えてくれず、残業等のしわ寄せが発生している。」や「親事業者の働き方改革実施により年末年始に発注が集中したため、三が日も操業した。」等の声が寄せられています。今後、大企業に時間外労働の上限規制が適用されると、発注者である企業が上限規制を順守することのしわ寄せとして、さらに中小企業等に無理な発注を行うことが懸念されるところです。このため、厚生労働省及び中小企業庁では、中小企業の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる事案については、公正取引委員会を含む関係行政機関との連携を図り、その指導強化を図っています。

また、平成30年12月には下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条第1項の規定に基づく振興基準を改正（平成30年経済産業省告示第258号）し、親事業者に対して、①自らの取引に起因して、下請事業者が労働基準関連法令に違反することのないよう配慮すること、②やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、下請け業者が支払うこととなる増大コストを負担することなどを求める規定を新設し、努力義務として周知を図っているところです。

さらに、働き方改革関連法により改正された労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）では、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮することが、事業主の努力義務となりましたが、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、社会全体として長時間労働につながる取引が生じないよう配慮することが必要となっています。

事業主の皆様へ

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！

ダメ！短納期発注！！

労働時間等設定改善法が改正され、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

厚生労働省・都道府県労働局

周知用リーフレット（表面）

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

愛知労働局

電気自動車等の整備業務について、電気による労働災害を防止するための特別教育の見直しに係る改正が行われました。これらの省令及び告示は令和元年10月1日に施行又は適用されることとなりましたので参考までにお知らせします。

詳細は、厚生労働省労働基準局長 令和元年8月8日付（基発0808第1号）「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190813K0010.pdf>）をご参照ください。

ポイントとなる事項をわかりやすく紹介するために、上記文書と次の資料より抜粋して掲載します。

- ・厚生労働省 令和元年7月29日付報道発表資料「『労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱』の諮問と答申」別添3 改正の概要（<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/kaisei.pdf>）

1 現状

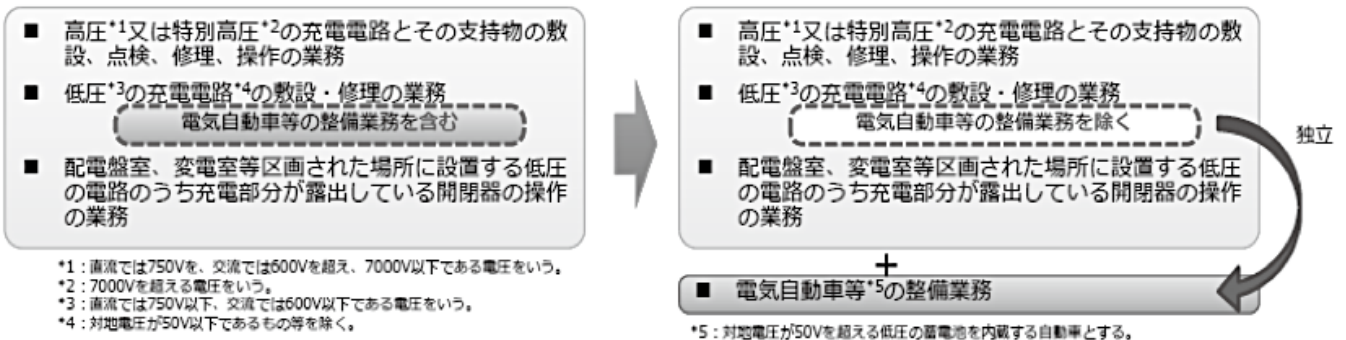
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項では、事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、特別教育を行わなければならないこととされている。
- 同項に基づき、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）第36条第4号に、特別教育が必要となる業務として、高圧及び低圧の電気取扱業務を定めている。
- 近年普及が進んでいる電気自動車やハイブリッド自動車など（以下「電気自動車等」という。）は、対地電圧が50ボルトを超える大型の蓄電池を内蔵しており、その整備業務は、低圧電気取扱業務にあたり、事業者は、電気自動車等の整備を行う労働者に対して、当該労働者の電気による危険を防止するため、則第36条第4号に基づく特別教育を実施することが義務づけられている。
- 当該特別教育は、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省令告示第92号。以下「特別教育規程」という。）第6条に定められた科目（範囲）と時間により実施される。

2 課題

- 一般の低圧電気取扱業務において取り扱う配電設備や変電設備そのものは、電気自動車等には搭載されておらず、電気自動車等の整備業務において必要のない知識が現行の教育内容に含まれていること。
- インバーター、コンバーター、サービスプラグ等の電気自動車等に特有の構造等に伴う危険・有害性は、電気自動車等の整備業務に必要な知識であり、確実に理解させることが重要であること。
→電気自動車等の整備業務に伴う労働災害防止のため、必要かつ十分な教育を行うことが重要

3 改正の内容

- （則第36条の改正）特別教育の対象となる電気取扱業務の範囲を見直し、電気自動車等の整備業務を独立させる。



- （特別教育規程の改正）電気自動車等の整備業務に係る特別教育の科目・範囲・時間を規定する。（告示事項：参考）

表1 低圧電気取扱業務に係る特別教育（現行）

学 科 教 育	科目	範囲	時間
	低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1時間～
	低圧の電気設備に関する基礎知識	配電設備 変電設備 配線 電気使用設備 保守及び点検	2時間～
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具 絶縁用防具 活線作業用具 検電器 その他の安全作業用具 管理	1時間～
	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 停電電路に対する措置 作業管理 救急処理 災害防止	2時間～
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	1時間～
実 技	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法		7時間～

*6：開閉器の操作の業務のみを行う者については1時間

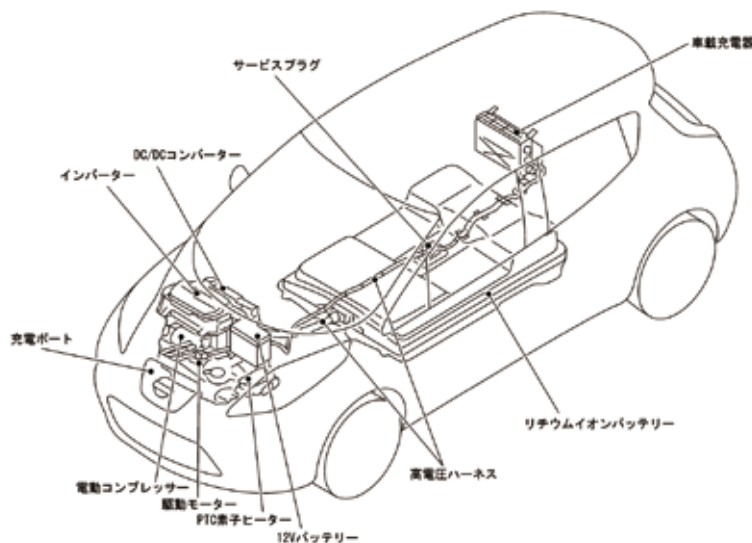
表2 電気自動車等の整備業務に係る特別教育（案）

学 科 教 育	科目	範囲	時間
	低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1時間～
	低圧の電気装置に関する基礎知識	電気自動車等の仕組みと種類 コンバータ及びインバータ 配線 駆動用蓄電池及び充電器 駆動用原動機及び発電機 電気使用機器 保守及び点検	2.5時間～
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具、絶縁工具及び絶縁テープ 検電器 その他の安全作業用具 管理	0.5時間～
	電気自動車等の整備作業の方法	充電電路の保護 作業者の絶縁保護 サービスプラグの取扱いの方法 停電電路に対する措置 作業管理 救急処理 災害防止	1時間～
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	1時間～
実 技	電気自動車等の整備作業の方法		1時間～

●（科目の省略）

自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）に基づく次の技能検定に合格した者で、業務に必要な教育又は研修の受講歴等から低圧の電気の危険性に関する基礎知識を有していると認められるものは、学科教育の科目のうち「低圧の電気に関する基礎知識」について十分な知識を有していると認められる者として取り扱うことができる。

- 1 一級大型自動車整備士
- 2 一級小型自動車整備士
- 3 一級二輪自動車整備士
- 4 二級ガソリン自動車整備士
- 5 二級ジーゼル自動車整備士
- 6 二級自動車シャシ整備士
- 7 二級二輪自動車整備士
- 8 三級自動車シャシ整備士
- 9 三級自動車ガソリン・エンジン整備士
- 10 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
- 11 三級二輪自動車整備士
- 12 自動車電気装置整備士



（電気自動車の高電圧系部品と配線の例）

4 経過措置等

- 施行日より前に、新たに規定された電気自動車等の整備業務に係る特別教育の全部又は一部の科目に相当する教育を受けた者については、当該受講した科目を省略できる。
- 施行日より前に、改正前の安全衛生特別教育規程（以下「旧 規程」という。）第6条に規定する特別教育を受講した者については、新規第6条の2に規定する特別教育を受講することを要しない。
- 電気の基礎知識を有する自動車整備士は、「低圧の電気に関する基礎知識」を有していると認められることから、旧規程第6条に規定する特別教育についても、当該科目を省略することができるものとして差し支えない。

セミナー 開催案内

<同一労働同一賃金対応セミナー>

「同一労働同一賃金」が2020年4月に施行される（中小企業への適用は翌年4月から）ことを踏まえ、愛知労働局から改正の趣旨や内容についてご説明していただき、その後、人事労務の専門誌に多数執筆されている著名な特定社会保険労務士から対応のポイントについて解説していただきます。

- 【日 時】 10月15日（火）13時00分～17時30分 【会 場】 名古屋市公会堂 4階ホール
【講 師】 第1部 愛知労働局 雇用環境・均等部長 中込 左和 氏
第2部 (株)リーガル・ステーション 代表取締役 特定社会保険労務士 行政書士 岩崎 仁弥 氏
【参加費】 第1部 無料 第2部 資料代2,000円（税込）

<働き方改革推進セミナー～長時間労働の是正と過重労働による健康障害の防止について～>

過重労働による健康障害が非常に多い中、長時間労働の是正と過重労働による健康障害の防止が強く求められます。愛知労働局から長時間労働の是正などについてご説明していただき、その後、先進的な取組みを進める事業場から事例発表していただきます。最後に、メンタルヘルスに精通する専門家から過重労働による健康障害の防止について解説していただきます。

- 【日 時】 10月30日（水）14時00分～16時45分 【会 場】 名古屋国際会議場 【参加費】 無料
【講 師】 説 明 愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課長 山田 高三 氏
事例発表 東レ(株) 名古屋事業場 業務部長 西山 聡一 氏
講 演 横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長 山本 晴義 氏

【申 込 方 法】 当協会ホームページにある各セミナーの詳細から申込用紙をダウンロードして必要事項をご記入の上、FAXでお申込みください。また、ホームページ上でWEB申込みも可能となっておりますので、是非ご利用ください。

【お問い合わせ先】 （公社）愛知労働基準協会 TEL 052-221-1439 / FAX 052-221-1440

<介護事業場の労務管理セミナー>

当協会は、（公社）全国労働基準関係団体連合会が開催する標記セミナーに「協力」しています。本セミナーでは、介護事業場の労務管理の現状と課題、労働関係法令、採用と定着、労働災害防止対策のポイントなどをわかりやすく解説します。

- 【日 時】 11月20日（水）13時30分～16時30分 【会 場】 ポーラ名古屋ビル 9F
【内 容】 すぐに役立つ介護事業場の労務管理（140分）（併催：職場の受動喫煙防止対策のすすめ（30分））
【参加費】 無料（有益なテキストを配付） 詳細および申込方法は当協会ホームページをご確認ください。

業務改善助成金をお役立てください！

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

令和元年8月5日付けで愛知地方最低賃金審議会から現行の愛知県最低賃金時間額898円を28円引上げ、時間額926円へと改定する旨の答申がありました。今後、異議申出に関する手続きを経た上で、令和元年10月1日から効力が発生する予定です。

令和元年9月30日までに、現在の事業場内最低賃金を30円以上引き上げれば、本助成金を活用することができます。

概要

愛知県の場合

コース	賃金を引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	3/4 (※) 生産性要件を満たした場合は 4/5
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成金の概要

**事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。**

ご留意頂きたい事項

- ◆ 事前に交付申請書を事業実施計画など必要書類とともに、申請先へ提出する必要があります。
- ◆ 交付申請書の提出後に事業場内最低賃金の引上げを行い、交付決定後、提出した事業実施計画に沿った取組を実施します。
- ◆ 助成金を利用するには、一定の要件があります。詳しくは、交付要綱、交付要領を参照してください。

申請先

- ◆ 申請先：愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課（助成金担当） 電話：052-857-0313



最低賃金名 時間額(円) 適用労働者の範囲

愛知県最低賃金 898

愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。
※愛知県最低賃金が改正され、特定最低賃金を上回る場合は、愛知県最低賃金が適用されます。

平成30年10月1日から

愛知労働局は、働き方改革を通じた
人材確保対策『AICHI WISH』
を実施しています。

愛知労働局
労働基準監督署
公共職業安定所

外国人技能実習制度関係者養成講習 開催案内

外国人技能実習生を受け入れる監理団体や実際に技能実習を行う実習実施者は、担当する役職員の職務に応じて、技能実習法や入国管理法、労働基準法などの法令、労働災害防止対策や災害発生時の対応、実習指導方法など一定の講習を受講することが求められています。こうした中、(公社)全国労働基準関係団体連合会は全国で養成講習を開催します。このうち当協会は愛知県内開催分に「協力」しており、以下のとおりご案内します。

(受講料はテキスト代・消費税込)

	技能実習責任者講習		技能実習指導員講習	生活指導員講習
日程	10月9日(水)	11月9日(土)	11月7日(木)	11月8日(金)
時間	9時25分～17時10分		9時25分～16時50分	9時25分～15時40分
会場	ポラ名古屋ビル9F		ポラ名古屋ビル9F	ポラ名古屋ビル9F
受講料	11,000円		10,000円	9,000円
申込み	締切日：9月9日		締切日：10月8日	

※締切日は延長することがあります。

【申込方法】 お申込みはインターネットで以下までお願いします。
(公社)全国労働基準関係団体連合会 (<http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>)

【お問い合わせ先】 (公社)愛知労働基準協会 TEL 052-221-1438
詳細は当協会ホームページ (<http://www.airouki.or.jp/>) にも掲載しています。

大会
テーマ

平安の思いを込めた京の地で
新たに誓う 安全と健康



京都国立博物館
京扇子



嵯峨野 竹林



時代祭

2019 KYOTO in 京都



八坂の塔



舞妓



平安神宮



渡月橋



全国産業安全衛生大会

会場

10月23日(水) → 25日(金)



総合集会

10月23日(水)

みやこめっせ (京都府京都市)

分科会

24日(木)、25日(金)

みやこめっせ、京都パルスプラザほか
京都市内各会場

参加費 13,200円
(10%消費税込)

総合集会 特別講演

※特別講演者が変更になりました。

おかあちゃんからもらった言葉
～NHK連続テレビ小説「カーネーション」から～



10月23日(水)
(みやこめっせ)

JUNKO KOSHINO 株式会社
デザイナー

コシノジュンコ氏

分科会 講演

継続は力なり



10月25日(金)
(みやこめっせ)

国際フェンシング連盟副会長・
公益社団法人日本フェンシング協会会長

太田 雄貴氏

同時開催

緑十字展2019 ～働く人の安心づくりフェアin京都～

期日 10月23日※ → 25日金
会場 京都パルスプラザ 入場無料

主催：中央労働災害防止協会 協力：公益社団法人京都労働基準協会
協賛：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会、各都道府県労働基準協会（連合会）
後援：厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO駐日事務所、京都府、京都市、
一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、
京都経営者協会、京都商工会議所、京都府商工会議所連合会、京都府商工会連合会、
京都府中小企業団体中央会、公益社団法人関西経済連合会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、
公益社団法人日本保安用品協会、日本労働組合総連合会京都府連合会、一般社団法人京都府医師会、
京都府社会保険労務士会、京都府労働組合総評議会（順不同）

全ての働く人々に安全・健康を ～ Safe Work, Safe Life ～

JISHA 中災防

お問合せ先

中央労働災害防止協会 教育推進部 イベント事業課
☎03-3452-6402 e-mail: taikai@jisha.or.jp



2019.7

技能講習等講習会予定表

		学 科		実 技	
		日	会 場	日	会 場
フォークリフト運転(31Hコース)	9月	4	NSB東海	5.6.9	NSB東海
		12	ポーラ名古屋ビル	13.17.18	NSB東海
		12	江南市民文化会館	15.22.29	(株)稲葉製作所
		12	西尾市文化会館	24.25.10/5	西尾自動車学校
		14	ポーラ名古屋ビル	21.22.29	トヨタ教育センター
		27	NSB東海	9/30.10/1.2	NSB東海
	10月	8	ポーラ名古屋ビル	9.10.11	NSB東海
		11	トヨタ教育センター	12.13.14	トヨタ教育センター
		11	岡崎産業人材支援センター	13.20.27	東レ(株)岡崎工場
		17	ポーラ名古屋ビル	23.24.25	NSB東海
		30	NSB東海	10/31.11/1.5	NSB東海
		31	豊川市文化会館	11/3.9.10	トピー工業(株)
	11月	8	ポーラ名古屋ビル	10.17.24	水谷運輸
		13	江南市民文化会館	11.12.13	NSB東海
		21	NSB東海	17.24.12/1	稲葉製作所 犬山工場
		29	ポーラ名古屋ビル	22.25.26	NSB東海
		29	ポーラ名古屋ビル	30.12/1.2	トヨタ教育センター
				10.11.12	NSB東海
				19.20.24	NSB東海
				26.27.10/6	西尾自動車学校
				10/1.2.6	西尾自動車学校
				10/3.7.8	NSB東海
				15.16.17	NSB東海
				19.20.21	トヨタ教育センター
				11/6.7.8	NSB東海
				14.15.18	NSB東海
				27.28.29	NSB東海
				12/2.3.4	NSB東海

講習会	会 場	9月	10月	11月
ガス溶接 【学科1日実技1日】	(学)ポーラ名古屋ビル	13	21	18
	(実)トヨタ教育センター	14	22	23
	(学)ポーラ名古屋ビル		7	
	(実)愛知製鋼		10	
	(学)ポーラ名古屋ビル	29		
	(実)名古屋高等専門学校	10/6		
	(学)豊川市文化会館		25	
	(実)日本車輜製造(株)		27	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日実技1日】	(学)西尾文化会館	11		
	(実)アイシン精機	21		
	ポーラ名古屋ビル	(学)3.4 (実)5or6	(学)1.2 (実)3or4	(学)12.13 (実)14or15
		(学)10.11 (実)12or13	(学)8.9 (実)10or11	(学)19.20 (実)21or22
		(学)17.18 (実)19or20	(学)15.16 (実)17or18	(学)26.27 (実)28or29
		(学)24.25 (実)26or27	(学)23.24 (実)25or26	
	豊川市文化会館		(学)29.30 (実)31or11/1	
			(学)2.4 (実)10or11	
	トヨタ教育センター		(学)21.22 (実)23or24	
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	17.18	23.24	26.27
	伏見第一ビル	2.3	7.8	7.8
	トヨタ教育センター	24.25		21.22
	豊川市文化会館	10.11		20.21
		18.19		20.21
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		15.16	12.13
			31.11/1	23.24
	伏見第一ビル	5.6	24.25	5.6
		19.20		28.29
	トヨタ教育センター	26.27		
	アイプラザ豊橋	3.4		
プレス機械作業主任者 【学科2日】	アイプラザ豊橋			13.14
	豊川市文化会館	26.27		
乾燥設備作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	26.27	28.29	27.28
	アイプラザ豊橋			25.26
	ポーラ名古屋ビル	2.3	1.2	5.6
	岡崎市産業人材支援センター	25.26		

講習会	会 場	9月	10月	11月
はい作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	3.4		14.15
	岡崎市産業人材支援センター		2.3	
	石綿作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	30.10/1	15.16
	鉛作業主任者【学科2日】	伏見第一ビル		25.26
	ショベルローダー等運転 【学科1日実技2日】	(学)ポーラ名古屋ビル	2	
	【学科1日実技3日】	(実)ポリテクセンター	3.4.5or6.9.10	
	高所作業車 【学科1日実技1日】	(学)ポーラ名古屋ビル	9	11
	(実)PEO建機	10or11		12or13
アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】	(学)ポーラ名古屋ビル			18.19
	(実)ポリテクセンター			23
	(学)伏見第一ビル		2.3	
	(実)愛知製鋼		8	
	(学)ポーラ名古屋ビル	24.25		
	(実)愛知製鋼	26		
	(学)ポーラ名古屋ビル		13.14	
	(実)名古屋高等専門学校		20	
	自由研削といし 取替・試運転 【学科1日実技0.5日】	ポーラ名古屋ビル	30	28
	機械研削といし 取替・試運転 【学科1日実技0.5日】	トヨタ教育センター	18.19	10.11
産業用ロボット(検査・教示) 【学科2日実技1日】	(学)ポーラ名古屋ビル	9.10		25.26
	(実)三菱電機	11or12or13		27or28or29
	石綿作業従事者	ポーラ名古屋ビル		13
	粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	21	
	低圧電機 【学科1日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	9.10 24.25	1.2 23.24
	フルハーネス(6H)	2 6	4 11	8
	高所作業車 【学科1日実技0.5日】	(学)伏見第一ビル		8
	(実)日立建機		9or10	
	安全衛生推進者	伏見第一ビル		17.18
	安全管理者選任時	伏見第一ビル	17.18	
能力向上等 勉強会	局所排気装置等自主検査者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 17.18 (実) 19or20	(学) 7.8 (実) 9or10
	衛生管理者(一種)【学科4日】	伏見第一ビル	10.11.12.13	12.13.14.15
	ガス溶接作業主任者	伏見第一ビル		28.29
	潜水士【学科2日】	伏見第一ビル	31.11/1	

日付の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	9月	10月	11月
危険予知訓練(KYT)1日研修		21	
職場リーダー向けリスクアセスメント研修(伏見第一ビル)	4		
2019年度メンタルヘルスセミナー	5		
事例から学ぶ職場のメンタルヘルスセミナー(伏見第一ビル)		4	
産業保健セミナー2019inあいち(中区役所ホール)		4	
同一労働同一賃金対応セミナー(名古屋市公会堂)		15	
化学物質のリスクアセスメント(実践編)2日		16	19.20

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。

表紙写真 コメント

キキョウ／開花時期：6月～9月。切れ込みが入った鐘型の花を咲かせる。秋の七草のひとつ。

中電ウイング株式会社のチャレンジド(障がい者)の手によって育てられた花苗です。
中電ウイング株式会社は、平成13年4月、親会社である中部電力株式会社の経営理念の一つである「社会との共生」の具体化として、重度の身体障がい者と知的障がい者の雇用促進を目的に設立された子会社です。